

日本政府は2014年1月、障害者権利条約を批准しました。2月には、国連・障害者権利委員会に1回目の締約国報告を提出しなければなりません。昨年9月、外務省が作成した報告案をどうみるか、日本障害者協議会理事で日本社会事業大学の佐藤久夫先生に聞きました。

(岩井重紀)

佐藤久夫さん に聞く

日本障害者協議会理事
日本社会事業大学特任教授

て、義務の履行状況と、それにより障害者の生活がどう改善されたのかの報告が締約国に求められます。

外務省は「障害者の権利に関する条約第一回日本政府報告(案)」を取りまとめ、昨年9月、内閣府の障害者政策委員会に紹介しました。

報告案は、法制度については詳しく述べる一方、その結果、障害者の暮らししがどう改善されたかにはほとんど触れていません。例えば報告案は、条約20条「個人の移動を容易にすること」の項では、障害者総合支援法の移動支援や補助犬法などの制度や利用人の数の増加を紹介していますが、障害者の外出状況そのものの実態と非障害者との比較はありません。厚生労働省の調査があるにもかか



障害者権利条約「政府報告案」

生活実態ほとんど示さず



障害者権利条約の民間報告について議論する日本障害者協議会政策会議の参加者=2015年5月、東京都新宿区

データの提出が求められます。障害者団体による政府への要望内容や、それに対する政府の対応などの紹介も有効です。

民間報告の提出で、国連は正確な評価が可能になり、日本の課題が明らかになります。

また、民間報告作成は、多様な障害者団体や家族の団体、専門職などが協議し、相互理解を深め連携するきっかけにもなります。

条約に照らした実態を把握するためのデータが圧倒的に不足していることが問題です。が、不十分ながらも手元にあるデータですら使われていません。早急な補充が求められます。

外務省の担当者は政
策委員会への説明の中
で、「問題点を正直に
ましいだろうが、国運
の委員は一般的に、「
それ以上に問題があ
るはずだ」と考える」
といった趣旨の発言を
で、障害者や関係団体

元あるデータですら使
われていません。早急
な補充が求められま
す。

外務省の担当者は政
策委員会への説明の中
で、「問題点を正直に
ましいだろうが、国運
の委員は一般的に、「
それ以上に問題があ
るはずだ」と考える」
といった趣旨の発言を
で、障害者や関係団体

う等しいものです。
外務省が作成したものは「政府報告」とい
う名称ですが、条約が求めるのは、「締約国
報告」です。条約を批准しているのは国、つまり、立法、司法、行政の三府と地方自治体を含む日本の統治機構の總体です。国会や司法府もそれぞれの立場から
の報告をまとめて提出するのが本来のあり方でしょ
う。

報告案の作成過程

民間報告（バラレルリポート）を提出するこ
とができます。障害者権利委員会は、政府から独立した機関の情報

用されないのでから正直には書かない」と言
いました、「どうせ信
用されないのでから正
直には書かない」と言
うに等しいものです。
外務省が作成したものは「政府報告」とい
う名称ですが、条約が求めるのは、「締約国
報告」です。条約を批准しているのは国、つまり、立法、司法、行政の三府と地方自治体を含む日本の統治機構の總体です。国会や司法府もそれぞれの立場から
の報告をまとめて提出するのが本来のあり方でしょ
う。

報告案の作成過程

民間報告（バラレルリポート）を提出するこ
とができます。障害者権利委員会は、政府から独立した機関の情報